

「マイノリティ女性の権利」

——第4回国連マイノリティ・フォーラムの勧告

元 百合子(大阪女学院大学教員・IMADR-JC企画運営委員)

2011年11月28～29日、国連人権理事会の下に設置された「マイノリティ問題に関するフォーラム」(以下、「マイノリティ・フォーラム」ないし「フォーラム」と略す)が、マイノリティ女性の権利をテーマに開催された。従来、国内でも国際社会でも注目されることが少なかったテーマであり、人権の国際的保障の歴史上画期的なことであると言っても大げさではない。世界各地で、マイノリティ⁽¹⁾に属するがゆえに、その集団ないしカテゴリーに対する差別に女性差別やその他の差別が加わった重層的・複合的差別(以下、「複合差別」)構造の中で生きざるを余儀なくされてきた女性たちの数と置かれた状況や問題の多様性と深刻さを考えれば、わずか2日間のあまりにも短い会議であったが、その意義は小さくない。とりわけ、新自由主義経済のグローバル化に伴って、多国籍企業による土地や資源の収奪、格差の拡大、移住労働の増加などが進行し、マイノリティ女性の苦境が増しているにもかかわらず、1995年の北京女性会議以後、それまで5～10年ごとに開かれていた世界女性会議が途絶えている現状では、⁽²⁾国際社会がそれらの女性の声に耳を傾ける機会が極度に少ない。

2008年に人権理事会の下に設置された同フォーラムは、それ以来毎年、マイノリティの教育への権利、効果的政治参加、(社会の)経済活動への効果的参加といったテーマを取り上げて議論し、権利・義務の内容や取るべき措置などについて詳しい勧告を発表してきた。4回目となる今回の目的は、過去3回の成果を踏まえて、マイノリティ女性の効果的参加を促し、権利を実現するための具体的措置を提言することにあった。フォーラムには、国連に未登録の団体を含めて、広範囲のステイク・ホルダーの参加が認められるために、大きな会議場には各国政府、国際機関の代表や専門家に加えて、世界各地から集まったマイノリティ女性やNGOスタッフが詰めかけていた。フォーラムにかかる当事者の期待の大きさがうかがえる。フォーラムは建前上、人権侵害を訴える場ではないとされ、

発言は提言の形を取る必要がある。それでも、圧倒的多数の当事者・支援者の発言からは、国や地域を問わず世界のほぼ全域で、マイノリティ女性たちが甚だしい偏見、差別、排除、搾取や迫害の対象となっていることが、鮮明に浮かび上がった。

そうした発言や議論を踏まえて作成された「勧告：マイノリティ女性と少女の権利の保障」(UN Doc. A/HRC/19/71)は、複合差別の視点からマイノリティの権利に関する現行の国際人権基準を捉えなおしたもので、政府、地方自治体、国内人権機関、市民社会、国連、メディアなどがなすべきことが、17頁にわたって詳細かつ具体的に列挙されている。主なものを要約して紹介したい。

- ① マイノリティ女性の生活状況や複合差別の実態を把握するための調査を、マイノリティ集団およびマイノリティ女性と十分に協議しながら企画し、適切な方法で実施すべきこと。
- ② 民族的出身、ジェンダー、国籍、宗教、言語別の内訳を示す統計をとるべきこと。(筆者注：その場合、行政が対象者を分類するのではなく、自己認識・自己申告に基づく分類であるべきことが、国連人権機関の考え方として示されている。)
- ③ 非差別平等、女性、マイノリティなどに関する法制度が、マイノリティ女性の保護にとって適切なものであることを確保すべきであり、そうでない場合は速やかに是正すべきこと。
- ④ マイノリティ女性に対する直接・間接の差別を防止する立法と違反行為への適切な制裁が必要なこと。マイノリティ女性には法的救済へのアクセスが保障されるべきこと。
- ⑤ 女性ないしマイノリティに関するあらゆる政策や制度、措置の立案と実施には、マイノリティ女性に対する複合差別とそれらの女性のニーズや権利が考慮されるべきであり、決定過程にはマイノリティ女性の効果的参加を確保すべきこと。

(1) 言葉の広い意味では社会的弱者一般を指すが、国連を中心とする国際人権保障システムが保護の対象とするのは、民族的(national or ethnic)、言語的ないし宗教的マイノリティであり、本稿でも「マイノリティ」の言葉を同じ意味で使う。マイノリティの地位(少数者ないし力関係における被抑圧的地位)にある先住民族も含まれるが、国際人権法上、先住民族は独立したカテゴリーとして、マイノリティを上回る権利の主体として認められている。

(2) 国連特別総会「女性2000年会議」(いわゆる「北京プラス・ファイブ」)以後、5年ごとに北京宣言及び行動綱領の実施状況の評価・見直しの会議が開催されてきたが、北京のフォローアップ会議であって、第5回世界女性会議が開催される見通しはない。

- ⑥ 女性ないしマイノリティに関するあらゆる政策や制度、措置の立案と実施には、政府、地方自治体、市民団体などの広範な協力体制が必要であり、その構築は政府の義務であること。
- ⑦ 特定の集団の女性に対する差別や排除の状況への対策としては、時限的に特別な是正措置が必要であること。
- ⑧ 政府には、マイノリティ女性の権利を当事者およびマイノリティ男性に周知するとともに、マジョリティを含めた市民一般によく理解させる事業を慎重に企画し、実施する義務があること。
- ⑨ 法執行、社会福祉や保健などに関する仕事をする人びとには、非差別、女性の権利、女性に対する暴力に加えて、マイノリティ女性の状況や被傷性についての研修がなされなければならないこと。また政府は、主要な社会的サービスへのマイノリティ女性のアクセスの状況を定期的に調べ、改善すべきこと。
- ⑩ 開発、女性、人権などに関するあらゆる国連機関の活動に複合差別の視点を導入すべきこと。また、武力紛争への対応や紛争後の平和構築等の国内的・国際的取り組みにおいても、マイノリティ女性の性暴力への被傷性や特別なニーズが考慮されるべきこと。
- ⑪ 公立・民間を問わずメディアは、マイノリティ女性に関する誤った画一的イメージを固定化せず、肯定的なイメージやマイノリティ女性の考え方や経験の多様性を伝える意識的努力をするべきであること。

このほか、前回までのフォーラムの成果を踏まえて、教育への権利、効果的政治参加、(社会の)経済活動への効果的参加といったテーマに踏み込んだ詳しい勧告がなされた。それらを紹介する紙幅がないが、ぜひとも、地域言語やマイノリティの言語を含む多様な言語に翻訳して、世界の隅々にまで普及させたい文書である。全体を通して繰り返し強調されているのは、マイノリティに関する——あるいはマイノリティに影響を及ぼす——政策や立法を含めた措置の立案、内容の検討、実施、事後の総括などのプロセスに、必ず複合差別の視点を導入してマイノリティ女性特有の困難やニーズを考慮することと、マイノリ



ネパールのダリット女性たち

ティ(男女両方)の実効的参加を確保することの重要性である。「ジェンダーの主流化」あるいは「あらゆる決定過程へのマイノリティの参加」といったアプローチのどちらからも欠落しがちな視点である。その意味で、今回の勧告は、国際人権基準とその保障制度の改善と強化につながる可能性を含んでいる。複合差別概念は、かつてのように一部の専門家だけのものではなく、すでに多くの当事者や支援者とその団体に受け容れられ、有用な道具として使われているようでもある。今後は、障がい者、性的マイノリティ、野宿者、高齢者など、さらに広範囲のカテゴリーに分類される女性たちに対する国内・国際社会のアプローチ、政策立案などにも波及することが期待される。

日本については、何よりも、複数の人権条約の履行監視機関からの度重なる勧告にもかかわらず、合理的な根拠も示さないまま、アイヌ民族以外を自由権規約 27 条とマイノリティ権利宣言の権利主体と認めない政府の頑なな姿勢を改めて非難し、速やかに勧告を受け容れて、外国籍の住民や琉球民族を含めたあらゆるマイノリティの権利を保障する措置をとるように強く促したい。またアイヌ民族に関しても、「文化振興」に矮小化したアプローチから脱却しようとしめないことも正しくない。上記勧告から明らかのように、マイノリティ権利は文化的領域に限定されるものではなく、あらゆる領域のあらゆる人権の保障における実質的平等を要請するものであり、その実現のための特別な考慮と積極的な措置を義務として国家に課すものだからである。

(もとゆりこ)